

事業手法について

■公募設置管理制度（Park-PFI）

- 都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置と園路、広場等の公共部分の整備を一体的に実施する民間事業者を公募により選定する制度。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用。
- 民間事業者は、公募対象公園施設の設置に係る許可を受けた面積に応じて土地使用料を支払う
- 事業終了時は、民間事業者の責任及び負担において、原則として施設は撤去し、原状回復して返還する。

- 公募設置管理制度による事業期間の上限は20年（更新は可）
- 特定公園施設の整備及び整備費の一部を民間事業者が負担
- 許可を受けた面積に対して1m²当たり月1円以上（公募時に提案した額）の土地使用料を支払う
(事業期間の終了後は、土地使用料は1m²当たり月195円*)
*埼玉県都市公園条例による



■設置管理許可制度

- 公園管理者以外の民間事業者が、都市公園内に売店やレストラン等の収益施設を設置し、管理を行うための許可制度。
- 許可を受けた民間事業者は、許可を受けた面積に応じて条例が定める土地使用料を支払う。
- 事業終了時は、民間事業者の責任及び負担において、原則として施設は撤去し、原状回復して返還する。

- 設置管理許可期間の上限は10年(更新は可)
- 許可を受けた面積に対して1m²当たり月195円*の土地使用料を支払う
*埼玉県都市公園条例による